

平成24年定例第4回市議会会議録(第1日)

平成24年12月4日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒巻	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	甲斐 佳代子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	松藤 泰大
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田 良二
教育長	藤原 喜雄	契約検査課長	石橋 慎二
監査委員	平井 常雄	介護健康課長	更原 幸秀
総務部長	吉開 忠文	福祉事務所長	梅津 俊朗
市民生活部長	坂口 祐二	農林水産課長	大津 光若
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本 学	商工観光課長	古賀 義教
建設都市部長	横尾 健一	上下水道課長	坂梨 一広
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝	総務課庶務担当係長	藤吉 裕治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (7) 承認第7号 専決処分の承認について（専決第8号 平成24年度みやま市一般会計

補正予算（第5号）

- (8) 議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定について
- (9) 議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- (10) 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について
- (12) 議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
- (15) 議案第55号 福岡縣市町村災害共済基金組合規約の変更について
- (16) 議案第56号 福岡縣市町村災害共済基金組合の解散について
- (17) 議案第57号 福岡縣市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- (18) 議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- (19) 議案第59号 財産の貸付けについて
- (20) 議案第60号 財産の処分について
- (21) 議案第61号 みやま市道路線の廃止について
- (22) 議案第62号 みやま市道路線の認定について
- (23) 議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (24) 議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (25) 議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (26) 議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (27) 議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (28) 議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

(追加日程)

- (1) 陳情付託の報告について

午前 9 時 30 分 開会

○議長（壇 康夫君）

それでは、ただいまから平成24年第4回みやま市議会定例会を開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 会期の決定についてを議題とします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。宮本議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）

おはようございます。平成24年第4回定例会の運営につきまして、11月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、諮問1件、承認1件、議案21件でございます。

次に、本会議の開催は、本日、12月4日から12月14日までの11日間といたします。また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

諮問第4号と承認第7号の2件につきましては、即決といたします。

議案第48号から議案第58号までの11件につきましては、各常任委員会付託といたします。

議案第59号から議案第60号の2件につきましては、全体審議といたします。

また、議案第61号から議案第62号の2件につきましては、各常任委員会付託といたします。

それから、議案第63号から議案第68号までの6件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの11日間に決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○17番（牛嶋利三君）

開会の宣告をされてですね、議運委員長の今定例会の日程、審議方法等の報告がありましたけれども、ちょっと私は今来て、今定例会での市議会の一般質問の一覧表を見せていただいておりますが、今回はですね、この定例会での一般質問は私を含めて8名の議員さんが通告されておるわけですね。しかし、この内容を見てみよると、さきの定例会で既に議決、決定された事件の内容に触れる質問が4件ほどあっておるわけですね。すなわちヨコクラ病院への助成、あるいは高田支所の売却等々、こういった質問が4名の議員から出されておるようです。これは特に高田支所の解体というようなことに関する質問まで出ておるようですが、これは論外の質問だと思っておるわけですね。そしてまた、御案内のごとく、高田の新庁舎は、きのう7時40分から庁舎の開庁式というようなことで、8時半からはめでたく行政始動もあっておるわけですね。このような中で、この一般質問通告の締め切りは11月26日までというようなことで議運でも決定して、26日までに各議員諸氏は質問される内容について議長へ通告があつておるわけですよ。このことについて、先ほども私がお話しするように、これはさきの定例会で議決、決定して、既にこれは執行部当局へ返しておるわけですね。そのことをもって執行を随時やられておるわけですが、今回、このような質問に対して議長は何らアドバイスを含めた制止をされんやつかというようなことをちょっとお尋ねしたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（壇 康夫君）

当然、通告書の内容については、詳細ということで、細かいところまで書いてある方と書いていない方がいらっしゃいます。その内容によっては、当然、決定した事項についての質疑内容については当日差しとめをしたいと思います。（「それは内容を聞きながらということですか」と呼ぶ者あり）

もちろん、それも含めてですね。はい、どうぞ、17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

特に、見ていただくと、全議員諸氏に配付があつておるわけですから、西原市長の政治姿勢、そのことについては議長がおっしゃるような内容には、それぞれの議員さんがどういった質問をされるのかは私たちも知る由ないわけですが、ここにもう通告してある関係では、ヨコクラ病院への助成について、あるいは2番で高田支所の解体についてとかあるわ

けですね。これはもう全く、きょう、この財産の処分というようなことで今定例会に提案されておるわけですが、この売られる方、新しく所有される方はもうわかってあるわけですね。そうした方が解体とかはやられるわけでしょう。市が何ら介入するわけでもないわけですね。

だから、こういったところも含めて、これはもう議長が恐らくその質問の発言内容を聞いてからというようなことで判断されるというふうなお話をされておるけれども、これは一線引いた形の中で議長は判断していただかんと、これはいろいろ、合併してからは、新市になってからは6年近くなりよるわけですが、この間、3月、6月、9月、12月の各定例会で相当数の議案を議決しておるわけですね。目の前にいえば、消防庁舎の用地確保もしております。今後、新庁舎建設にかからないかんけれども、そうした部分、あるいは現在経営されておる保健医療経営大学の、これは旧瀬高町の当時からさかのぼってくるけどですね、こうした部分あたりまで波及していくというようなおそれが十分あるわけです。

ですから、これはですね、開会したばかりでございますけれども、休憩とって議運に落としていただいけんですかね。そして、議運でもう一回中身を精査した決定をしていただかんと、これは大変なことになると思いますよ。目の前に転んでおる、例えば、4校統合小学校の関係あたりも今回、また私も一般質問させていただいておるけど、こうした関係へもですね、場所も含めて、いろいろそういった部分に波及していくと思います。ですから、ぜひここで休憩に落としていただいて、議運に今回のこの質問の内容も審議していただくようお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。

議運を開いてというのは、ちょっとこの場はいたしません。途中休憩が入ると思いますので、そのときにまた委員長とは確認をとります。

質問に当たっては、今、17番議員からる説明あったように、発言される方々が議決事項についてはそれなりの認識で発言をしていただきたいということで、この場は終わりたいと思います。よろしいですか。（「一応ちょっと済みません」と呼ぶ者あり）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

執行部にちょっとお尋ねしたいと思いますが、当然、質問者に対する答弁等々、検討委員会を開かれて、恐らく答弁の内容等もできておるとは思いますけれども、こうした質問が、私

が言うように、執行部がどのように考えているかわかんけれども、こうした質問には何か答弁されるとですか。ちょっとこれを先にお尋ねしときます。この後ですね、休憩に落としたときに議運を開いていただくというようなことであれば、審議の内容にもちょっと触れないかんからですね、お願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

済みません。今の質問については、ちょっと休憩後に議運の委員長と話ししてですね、その結果に基づいて執行部に答弁をさせますので、必要なければそのままいきますので、よろしくをお願いします。（「お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

1 番議員田中信之君。

○1 番（田中信之君）

今、牛嶋議員からあったけどね、議運というのは私は入っておらんわけよ。大体一般的な議運というのは、日程とかね、そういった要するに形式的なことだけ決めるのが普通。私の感覚ではね。よそもずっとそうだと思うけど、ほかの市町村も。こういった内容を全部が全部、質問を受けんとか、みんな知っておるんだから、全体協議で議論すべきですよ。そうじゃないと、おかしいよ、やり方が。何でも議運に持っていこうという意図が感じられるからな。（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

ちょっと待ってください。

今、1 番の意見については、議運で全部というわけではございません。当然、日程と審議方法というのが大前提ですけど、一般質問の通告によってはですね、内容によっては議運の中で審議していく場合もございます。今回については、今申し上げたように、前半はこのまま進めて、後で委員長と確認した上で報告したいと思います。よろしいですか。（「議長、ちょっと田中議員によっと聞かせて。元山川町長までしておって、議運というのは議会全体を運営する委員会です」と呼ぶ者あり）

ちょっと発言は慎んでください。済みません、私語はやめてください。2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

今、牛嶋議員のほうから、一事不再議の原則については問題点の提起だったとっております。要するに、いろいろ議会で審議されてきて、それをまた覆すような、また混乱するような質問がありやせんかということで、懸念されて御質問があったかと思っております。や

はり執行部と議会は、議論は闘わすんですけれども、また振り返っていろいろと再燃させていく運営はよろしくないと思っております。

したがいまして、そこいらを各議員さんも心得てあると思えますけれども、再度そういったことが提起されてくれば、これは全国にインターネットで流れておるわけでございますので、みやま市議会、執行部はどげんなっておるかねということも問われるわけでございます。

したがいまして、今さっき牛嶋議員がおっしゃるとは、全協のほうでちょっと調整をしたらいじゃないですかということは、やはり全協の場合はそれぞれの意見を闘わすじゃなくて、今度は話し合いというですかね、そういった場でございますので、そういった場でちょっと落としていただきたいなということが言われたと思っております。

そいけん、私はそういったことを言われた提起を、議長が私はしませんとかじゃなくて、お諮りすべきじゃないですか。皆さんどうしましょうとかですかね、そういった姿勢は大切なことだろうと思っておりますので、私は言っていることでございます。

そいけん、議長にそういった権限が、何か質問されたやつに対して自分が決定することじゃなくて、議長さんはあくまで18名の方がこちらにおられますので、どういうふうに諮りましょうとか一応お諮りしてから、それならそういったことでしましようかねということがやはり一番民主主義だろうと思っております。そういったことがありますので、再度、議長がどういうふうに取り計られるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

今、2番議員から提案ありましたけど、今、議題にしているのは会期の日程でございます。中身ではございません。17番牛嶋議員のほうから提起があったのは一般質問の内容に対してということなんで、一旦これを進めさせていただいて、休憩に落としてと。（「議長、ちょっと待たんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

議長、だから言いよるでしょうが。委員長報告が、議運で諮られて、要は議事の内容、日にち含めた議運で協議された部分が報告されたわけで、ですから、それについては議長がお諮りされたじゃないですか。ですね。異議ないかというようなことで。異議なしということ

で、次の日程第2に今から移られるわけですね。諸般の報告等に今から入られます。ですから、その前に、こうした部分に対しての検討をお願いしますというようなことで言うておるわけですよ。

今、2番野田議員おっしゃるごと、これがそのままの状況の中で流れたら、これは議決権も何もないですよ。ですね。これはひいてはですね、これは私もちょっと禁句な部分で余り触れたくないけれども、こうした部分が、ひいては議長の不信任案とか、そういった部分までこれは波及すると思うですよ。ここでしっかりですね、やはり議長として、今、2番野田議員おっしゃるように、それは全部の議会の議事整理権というのは議長にあると思いますけれども、そうした部分あたりはやっぱり重く受けとめていただいで進めていただくようお願いいたしますよ。

○議長（壇 康夫君）

はい、わかりました。

じゃ、ここで皆さんにお諮りします。今、17番議員及び2番議員からありましたように、ここで休憩に落として一回議運のほうで協議していただくか、このまま一旦進めて、休憩に落ちたときにその内容を協議いただくかをお決めいただきたいと思いますので、まず、ここで休憩をとることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（壇 康夫君）

8名でございますので、このまま一旦議事を進めて、休憩に落ちたときに委員長と協議させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（壇 康夫君）

それでは続きまして、日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によりまして15番井手敏夫君、16番宮本五市君、両名を指名します。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員、お願いいたし

ます。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、改めておはようございます。まず、例月出納検査の結果について御報告をいたしたいと思えます。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、それと特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成24年7月分を8月27日、8月分を9月26日、9月分を10月25日に実施をいたしました。

その検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額につきましては、指定金融機関の残高表、これは原本でございますが、及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりましたことを御報告申し上げます。

次に、平成24年度の定期監査の結果の御報告を申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により毎年期日を定めて行うものでございますが、本年度は賃金、報償費、原材料費等を中心に各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。

また、今回は事務の執行が合理的かつ効率的、また法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施をいたしました。

期日につきましては、平成24年10月17日から11月6日まで行いました。

本年度は7節．賃金、8節．報償費、16節．原材料費、21節．貸付金、22節の補償補填及び賠償金、24節の投資及び出資金、25節．積立金、26節の寄附金、27節の公課費、それと28節の繰出金に重点を置いて監査を行いましたところ、支出事務等は適正に処理をされておりました。しかしながら、報償費におきまして、各種講座等の講師に対する謝礼の金額にばらつきが見受けられましたので、今後、不公平が生じないように十分に精査を行われるよう要望いたすところでございます。

また、公課費の支出の中、これは車検のときの重量税でございますが、公課費の支出の中で、市で保有しておる公用車に使用年数が長期かつ走行キロ数が長距離のものも見られまし

た。その場合に故障による事故や、また車検時の修理費用等が高額になることなどが懸念されますので、稼働状況や使用年数の実態を把握し、適正な配置に努められるよう要望するものでございます。

今後も最少の経費で最大の効果を上げて行財政改革において経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております監査報告書を御高覧賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが、平成24年度の定期監査の結果の御報告といたします。

以上でございます。

日程第4 議案一括上程

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第4．議案の一括上程を行います。

諮問第4号の1件、承認第7号の1件、議案第48号から議案第68号までの21件を一括議題とします。

日程第5 提案理由説明

○議長（壇 康夫君）

日程第5．市長の提案理由説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日、ここに平成24年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてから議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの23件でございます。

まず、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員である和田章仕氏が平成25年3月31日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第7号 専決処分の承認については、地方自治法第179条第1項の規定により、

平成24年度みやま市一般会計補正予算（第5号）を平成24年11月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定については、福岡県市町村災害共済基金組合の解散金を活用し、災害対策のための基金を設置するもので、基金を設置し、財政負担に備えることで災害に強いまちづくりを推進するための条例を制定するものでございます。

次に、議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定については、市へ進出する企業に対する優遇措置の拡大を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定については、大規模太陽光発電設備の設置促進を図り、環境保全を重視したまちづくり及び地域産業の活性化に寄与することを目的として、条例を制定するものでございます。

次に、議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造や技術上の基準及び終末処理場等の維持管理に関する基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の一部改正に伴い、都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてから議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてまでの3件につきましては、平成25年3月31日限りで一部事務組合である福岡県市町村災害共済基金組合を解散す

るに当たり、規約の改正や財産処分など、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更については、柳川市とみやま市の全区域を対象とする新しい火葬場の建設に関する事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加えることに伴い、有明広域葬斎施設組合規約を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第59号 財産の貸付けについては、瀬高町高柳の市有地を大規模太陽光発電事業用地として貸付料を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号 財産の処分については、旧高田支所の市有地を医療法人弘恵会ヨコクラ病院移転新築用地として売却するため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第61号 みやま市道路線の廃止については、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号 みやま市道路線の認定については、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）から議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの6件につきましては、平成24年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、まず九州北部豪雨により被災された農業者への支援や崩壊のおそれのある山間地斜面の測量調査費を計上し、一層の災害復旧を進めるものでございます。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、新たに設置する災害対策基金に積立金を追加いたしております。

次に、老朽化が進行しつつある葬斎施設の建設について、柳川市と共同で検討するための経費を計上いたしております。

そのほか、職員の人事異動や育児休業などに係る職員人件費を調整し、補正いたしております。

ます。

また、特別会計予算につきましては、職員人件費の補正や介護保険事業特別会計の保険給付費を追加いたしております。

なお、補正予算の詳細につきましては後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第6 諮問第4号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長。お願いたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、和田章仕氏の任期が平成25年3月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、再度、人権擁護委員候補者として和田章仕氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

和田章仕氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

ここでお諮りします。諮問第4号については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については適任であるという意見を答申することに決定しました。

日程第7 承認第7号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 承認第7号 専決処分の承認について（専決第8号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第5号））について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長。お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

おはようございます。承認第7号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本日告示され、12月16日に投開票されます衆議院議員総選挙及び国民審査に要する経費について緊急に予算措置する必要があったもので、専決処分をしましたので、報告、承認を求めるものでございます。

平成24年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ16,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,204,694千円といたしております。

歳入予算は、15款3項1目。総務費委託金16,734千円、一般財源は19款1項1目。前年度繰越金231千円を計上いたしております。

また歳出予算は、2款4項5目。衆議院議員総選挙費を追加いたしております。投票管理者等の報酬や職員手当、またポスター掲示場設置業務の委託料など、衆議院議員総選挙の執行に要する所要額でございます。

以上、一般会計補正予算（第5号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第7号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。

お諮りします。承認第7号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認について（専決第8号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第5号））は承認することに決定しました。

日程第8 議案第48号

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第48号 みやま市災害対策基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

未曾有の被害をもたらした九州北部豪雨を経験し、災害に強い安全・安心なまちづくりは本市の喫緊の課題であります。平成25年3月末をもって解散いたします福岡県市町村災害共済基金組合の解散金を活用し、災害対策基金を設け、積み立てを行うものでございます。

基金条例の内容でございますが、第1条は、基金を設置する目的を規定しております。基金は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する経費に充てることを目的としています。

続いて、第2条「積立て」から第8条「委任」までの規定につきましては、既に設置しております基金条例と同様に、基金の管理や運用方法を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

この第7条に「目的外の取崩し」というのがございますが、これを具体的にちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

第7条の「目的外の取崩し」につきましては、市が金融機関に対する債務とかあった場合は、その債務と市が積み立てております基金とを、いざとなれば相殺できるという規定でございます。債務と基金を相殺できるということでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

いろんなところで予算を図るに当たって、執行するに当たって、流用の問題等あるかと思うんですが、この款項目の中の流用の問題とは完全に別にこれは考えるということになりますかね。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

予算の中の流用とは全く別のものがございます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第49号

○議長（壇 康夫君）

日程第9. 議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂本環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）（登壇）

おはようございます。環境経済部長の坂本でございます。では、提案させていただきます。
議案第49号 みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方分権改革推進の一環として平成23年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、みやま市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例を制定するものでございます。

本条例の主な内容について御説明申し上げます。

今回の法改正により、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために技術管理者を置くこととされており、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について条例で定めることとなりました。

なお、その資格の規定は、環境省令で定める資格基準を参酌することとなっておりますので、今回の条例制定に当たっては環境省令の資格基準を準用し、国と同等の基準としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第50号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂本環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）（登壇）

では、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、市へ進出する企業、または事業拡大をされる市内企業に対して、工場等の新增設や設備投資に係る固定資産税につきましては、家屋及び償却資産に限って3年間の課税免除措置を講じております。

今回、優遇措置の拡大としまして、新たに土地に係る固定資産税も課税免除の対象とし、それに伴う条文の整備を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

そういったふうに土地を含めて改善されるわけですが、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これまで土地の問題で企業誘致あたりの阻害になっておったのかどうかということと、こういった制度改正をすることによって促進に寄与を果たすということがどういうふうな状況なのか、そこいらを御説明いただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

企業が進出したり、または事業規模を拡大する場合には多額の資本が要るわけですが、少しでもみやま市に企業進出できるように、または規模拡大ができるように、何らかの措置を講じたいということで、こういうふうに条例改正をお願いしておるところでございます。

また、進出企業の土地の進出につきましては、農業振興法の問題、また都市計画法等の問題がありますので、それを十分クリアしながら、慎重に企業進出の誘致を図ってまいりたい

というように考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

これまでですね、土地をそういうふうに優遇すれば企業が定着したとか、そういった状況があり得たのかどうかということでございます。要するに、そういった土地に対する優遇あたりの要望がこれまでどういうふうにあったのかと。

それともう1つは、考え方はわかりますけれども、これを改善することによって企業誘致がかなりどうも見込まれるかなというような状況をお話しいただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

では、私のほうからお答え申し上げます。

実は企業のほうから進出の打診は、現在はあります。確かにですね。ただ、最終的に固定資産税が何年無料だとか、そういう具体的なところまで実は進んでいないのが実態でございます。その前に、条件的に地権者の問題だとか、そういう問題がございまして諦められるというケースが今まであったわけでございますが、例えば、進出企業のほうから具体的にこういう条件だったらという申し出がございましたら、当然それはケース・バイ・ケースでやはり考えていかざるを得ないと思っておりますし、条件を緩和することによりまして企業進出は私は期待できると、そのように考えているところでございます。

それともう1つ、一番ですね、今、企業にとってみやま市内への進出の中で、みやま柳川インター、あそこの近くに何とか進出したいという希望は本当にございますが、なかなか除外申請等々の問題がございまして、県のほうとも今、一生懸命接触をしておりますけれども、難しい状況にございますけれども、諦めずに一步一步、企業誘致に向けて頑張っていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2 番野田力君。

○2番（野田 力君）

なかなかいい改善策だろうと思っております。他の市町村で土地まで含めてのこういった措置をされている状況とかはつかまれていると思っておりますが、その状況をちょっともう一度お願いしたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

この近辺では、柳川市、それと八女市、それと大川市がございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第51号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）（登壇）

では、提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号 みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大規模太陽光発電設備の設置を促進するための奨励措置を講じることにより、環

環境保全を重視したまちづくり及び地域産業の活性化を図るため、条例を制定するものでございます。

市内において、最大出力が50キロワット以上の大規模太陽光発電設備を新しく設置されました事業者を対象としております。これはメガソーラーと言われる1,000キロワット以上の設備だけではなく、工場の敷地内や屋根等に設置する場合にでも対象となることが可能であります。

また、固定資産税につきましては、3年間、課税標準額の6分の1の額を課税免除することとし、大規模太陽光発電設備の設置促進のため、本条例の制定をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定についてですね、この条例の制定について、提案理由の中で環境保全を重視したまちづくりということで理由を上げてありますけれども、条例を見ますと、どういう環境保全をするのか、またどこにうたわれているのかというのが私にはよくわかりません。そのところを説明していただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

現在、みやま市では、家庭で設置される太陽光発電には、補助金ということで1キロワット30千円の補助をしております。上限120千円までということで。そういうことで、やっぱり太陽光発電、再生可能エネルギーを使ってCO₂の抑制をするということで、そういう措置をしております。また、大規模につきましてはそういう措置がありませんので、こういうことを導入することによって再生可能エネルギーの導入促進になるということで、このような条例をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

環境保全ということについてはわかりましたけれども、この太陽光発電、再生可能エネルギーの導入促進を図ることで環境保全につながる、それはひいては地球温暖化の防止とか、そういうもう少しわかりやすい言葉を入れてはどうだったのかと。

それから、この大規模太陽光発電設備設置促進条例は、先ほどの議案第50号の工業等振興促進条例の中でも設置しやすいようになっていると思いますが、あえて大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について条例をつくらなければならなかったということについて、もう一度説明していただきたいと思います。

私はみやま市工業等振興促進条例の中でも、固定資産税も今回免除になりますということで、3年間ではありますけれども、そういう優遇措置が図られているのに、今回またそういうものがつくられるということについて、いま一度説明をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

みやま市工業等振興促進条例につきましては、資本投下額が27,000千円以上、また常時5人以上の人を雇うということが条件となっております。太陽光発電になりますと、そういう常時雇用というものができないので、大規模太陽光発電事業については工業等振興促進条例の対象となりませんので、新たにつくるようお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

今、メガソーラーを導入促進ということだったんですけれども、要するに今は家庭用ですか、10キロワット未満は1キロワット30千円で、120千円が上限で、みやま市は補助をしていると。それから、国も補助しますね。それから、県では佐賀県とか補助しとるが、福岡県はしていないということで、私はやっぱり10キロワット以上、10キロワットまでは補助があるわけでしょう。だから、10キロワットから50キロワットが宙ぶらりんやからね、だから、

促進するという前提であればね、やっぱり10キロワット以上を6分の1ですか、それをすべきだと。一般質問でしていますけどね。

それから、国も補助しておるでしょう、このメガソーラーについては。その国の状況を固定資産税の減免についてをお知らせください。調べていないですか。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

国は地方税法の改正で固定資産税の償却資産を3分の1減額するように、税法でうたい込んでおります。

以上でございます。（「何年間」と呼ぶ者あり）

3年間でございます。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ですから、今、国も補助をしているとね、今おっしゃったようにね。だから、国を挙げて促進しているわけですよ。県もやっているところがある。市もやっている。そしたらね、10キロワット以上をすべきだというのが私の意見ね。

だから、それはまた一般質問で言いますから、それはきょう結論が出ないと思うから、一応国の状況とかを質問したわけですね。

それから、いろいろ全員協議会の中で近隣の大牟田の例とか福岡の例とか言いましたけど、市長さんもまだ正式には公表していないけどね、大牟田が一応200円と。そういう中で、要するに試算とかをする場合ね、みやま市エネルギーが——きょうも僕が一般質問に書いておいたせいかどうか、新しいのが概要が出てきておったでしょう。僕がとった情報と数字が若干違ってきておるけど、市長さんが言われたように、要するに試算表というんですか、配当もありますよとか、利益がどれくらい出るよとか、そういったことを僕は全協のときをお願いしたけれども、そしてまた市長のところにも、おらんやったから秘書広報課長に言っておったけど、相手が出さんけんがらというようなことでいただけなかったので、今度のあれも違っておるでしょう、エネルギー機構についても。ですから、そういうのを提出してもらわんとね、議員として審議のしようがないわけ、〔発語取消〕では。

○議長（壇 康夫君）

1 番議員、済みません、この議案についての質疑をお願いします。

○1 番（田中信之君） 続

この議案やない、太陽光発電やない。

それから、あとは僕がたまたま、朝日新聞に書いてありました中に、要するに固定資産の額が書いてありましたね。その計算書も頂戴ということ言っていますけれども、そこらについてお願いします。そこ 2 つ。

○議長（壇 康夫君）

ちょっと内容が違いますので、それは別の議案にありますので、この太陽光発電の条例についてお願いいたします。

ほか質疑ございませんか。2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

ちょっと文言の話なんですけれども、第 3 条の「課税免除」ということになっておりますが、要するにこれは 6 分の 5 になるということでございますので、6 分の 1 が減免されるということでございますので、課税減免じゃないかなということを感じるわけでございますが、どういうふうな解釈で免除になるのかということ。

それからもう 1 点は、6 分の 1 減らすわけでございますので、大体ですね、おおよそ 50 キロワットやったらば幾らぐらいの措置になるのか。一般市民の方に御説明したときに、これくらいは安くなるですよという話が、わかりやすいような数値が何かあるのかどうか、そこいらをちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

まず、50 キロワットの場合、どのくらいの免除になるかということにつきましては、取得価格をちょっと把握しておりませんので、今のところわかりかねます。（発言する者あり）
ちょっと済みません。

それから、課税免除という――税務課と協議して、そういう表現の仕方を使うということでありましたので、そのように使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君、どうぞ。

○2番（野田 力君）

税務課と協議したということですから、税務課の指導があつておると思いますが、私は減免措置かなと思つておつたんですけれどもね。免除というたら、かけないということですかね。そいけん、そこいらの解釈をぴしつとしかないといかんかなど。減免という措置をしておけばいいんですけれどもね、「（減免）」としておけば。文言ですからね、よく検討してください。いいです、いいです。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

ほかは質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、議案第51号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、これより休憩を閉じて議会を再開いたします。

日程第12 議案第52号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いいたします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第52号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法が一部改正されたことに伴い、みやま市公共下水道条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について御説明いたします。

今回の法改正により、公共下水道の構造や技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされました。

これらの基準については、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と考えられることから、今回の条例改正に当たっては国と同様の基準といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第53号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第53号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法が一部改正されたことに伴い、みやま市都市下水路条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について御説明いたします。

今回の法改正により、都市下水路の構造の基準上の基準及び都市下水路の維持管理の技術上の基準について、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされました。これらの基準については、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と考えられることから、今回の条例改正に当たっては国と同様の基準といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第54号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂梨上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（坂梨一広君）（登壇）

議案第54号 みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定に

ついて、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により、水道法が一部改正されたことに伴い、みやま市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例を制定するものでございます。

制定の主な内容について御説明いたします。

第2次一括法により水道法が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等について、本市の条例において政令で定める資格を参酌して定めるものとされました。

布設工事監督者を配置する工事については、水質にかかわる安全性の確保の観点等から国の基準どおりとしているところです。また、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についても、工事の管理監督の適正を期するため及び水質に係る安全性確保の観点等から、高度な知識や技術力と経験が必要であり、国の基準と同等の基準としているところです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第55号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第55号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

福岡県市町村災害共済基金組合は、次の議案第56号で提案いたしておりますが、平成25年3月末をもって解散することとなっております。組合解散後の平成24年度決算に係る事務などにつきましては、組合長の所属する福津市に事務を継承するため規約の改正が必要となり、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容は、本則に第6章雑則を追加し、第21条に解散に伴う事務の承継の規定を設けるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第56号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、提案理由の説明を申し上げます。

福岡県市町村災害共済基金組合は、福岡県内の市町村が災害に関する費用に充てるため、互助共済の方式によって積立金に関する事務を共同処理しておりましたが、災害に対する近年の国の財政支援措置の状況などから、平成25年3月31日限りで福岡県市町村災害共済基金組合を解散することが同組合で決定をされ、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第57号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第289条の規定によりまして、福岡県市町村災害共済基金組合の財産処分について協議し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

災害共済基金組合の納付金は、構成市町村に帰属させ、公営競技収益金均てん化基金については、福岡県自治振興組合に帰属させるものでございます。この協議により、本市の受け

る解散金は425,993千円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、425,000千円、これは補正予算の16ページのほうに載っておりますが、これが解散金としてこちらに編入されるわけですが、この425,000千円の配分金といいますか、これをいただくためには、今まで市はどれくらい積み立てをしておったんですか。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

425,000千円、これが普通納付金として今まで積み立ててきたわけでございます、これがそのまま解散金として交付されるということでございます。（176ページで訂正）

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

積立金、こちらから支出をした金額がそのまま全額ということで、増額して来るとかはなかということですかね。それ何年間ぐらいして、これ利子とかどげんかふうかなつとらんとですかね。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

この災害共済基金組合の設立が昭和48年ごろでございますので、それ以降、30年近く積み立ててきておると思います。利息分が幾らになっておるのか、そこの明示はされておられませんので、その総額の明示しかされておられませんので、内訳はちょっとわからないところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

なら、あとは総務文教常任委員会のほうでしっかり追及してください。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第58号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）（登壇）

議案第58号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

有明広域葬斎施設組合は、みやま市と柳川市で組織する一部事務組合であり、合併前の旧山川町と柳川市の区域に係る火葬場に関する事務を共同処理することを目的に、昭和54年1月に設置されました。昭和55年5月に火葬場であります有峰苑が竣工し、同年6月から火葬業務が開始され、32年の年月が経過しております。また、瀬高葬祭場は、合併前の旧瀬高町と旧高田町によりまして、昭和59年9月から火葬業務が開始され、28年の年月が経過しております。いずれの火葬場も老朽化が進行し、火葬炉や電気系統等の補修を毎年実施しており、施設の更新が急務となっております。

そのような状況の中、有明広域葬斎施設組合長より、みやま市長及び柳川市長に対し、瀬高葬斎場と有峰苑を統合した新しい火葬場の建設と、それとあわせ建設までの検討事務をみやま市と柳川市で組織している有明広域葬斎施設組合に委任したらいかかという申し出がありました。みやま市も柳川市も広域化により経費節減と利便性の向上が図られることから、新しい火葬場の建設に向け協議していくことを検討しております。

つきましては、みやま市と柳川市の全区域を対象とする新しい火葬場の建設に関する事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加えることに伴い、有明広域葬斎組合規約の改正が必要となり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第59号

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 議案第59号 財産の貸付けについて、提案理由の説明を求めます。坂本環境経済部長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）（登壇）

議案第59号 財産の貸付けについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市有地を大規模太陽光発電事業用地として貸付料を減額して貸し付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

減額貸し付けする財産の種別は土地で、所在はみやま市瀬高町高柳1052番1外21筆、合計8万908平方メートルのうち、水路敷や九州電力株式会社の高圧線鉄塔及びその管理等のため、必要な土地を除いた6万6,004平方メートルでございます。

貸し付けの目的は、市が誘致を進める大規模太陽光発電事業の用に供するため、財産を減額して貸し付けるものでございます。貸付料は年額9,240,560円で、単価としましては1平方メートル当たり年額140円として計算しております。

次に、貸付期間は平成25年1月1日から平成44年12月31日までの20年間で、相手方は株式会社みやまエネルギー開発機構でございます。

別添資料の1ページから4ページに配置図、所有地一覧、減額しないとした場合の基準貸付料、配置図、追加資料としてみやま大規模太陽光発電事業の計画概要書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第20 議案第60号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第20. 議案第60号 財産の処分について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第60号 財産の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、ヨコクラ病院の移転新築用地として、旧高田支所用地を売却するもので、その面積が5,000平方メートル以上、かつ売却価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

処分する財産は、種別は土地、所在及び地番は、みやま市高田町濃施480番2外6筆、地積は1万3,861.21平方メートル、譲渡価格は194,056,940円、契約の相手方は、みやま市高田町濃施394番地、医療法人弘恵会、理事長横倉義武氏であります。

面積につきましては、さきに公募面積で1万5,564.6平方メートルと御説明申し上げておりましたが、用地測量を行い、隣接する道路、水路の維持等に必要な用地等を除き、売却可能地を確定いたしましたところ、1万3,861.21平方メートルとなったものでございます。こ

れに不動産鑑定の結果に基づく1平方メートル当たりの単価14千円を乗じまして、譲渡価格を算出したしております。

別添資料の5ページから7ページの4まで、予定地の明細、用地費以外の補償費の明細及び高田支所の構図等の図面を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

日程第21 議案第61号

○議長（壇 康夫君）

日程第21. 議案第61号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第61号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

今回御提案申し上げます市道路線の廃止は5件、11路線でございます。初めに、路線番号1086、路線番号1101及び路線番号1109につきましては、筑後広域公園の整備に伴い、公園の用地内となることから路線を廃止するものでございます。

次に、路線番号1306及び路線番号1313の一部区間につきましては、道路としての利用実態がないため路線を廃止するものでございます。

また、路線番号1307につきましては、路線番号1313の一部区間と統合し、路線を整理するため一旦廃止するものでございます。

次に、路線番号3011、路線番号3182及び路線番号3185につきましては、路線を整理するため一旦廃止するものでございます。

次に、路線番号3062につきましては、道路としての利用実態がないため路線を廃止するものでございます。

次に、路線番号4296につきましては、路線の起終点を整理するため一旦廃止するものでございます。

なお、別添資料の8ページから15ページに、今回廃止します路線の位置図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいた

します。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託することにした
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は産業建設常任委員会に付託することに決定し
ました。

日程第22 議案第62号

○議長（壇 康夫君）

日程第22. 議案第62号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。横
尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第62号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

今回御提案申し上げます市道路線の認定は7件、9路線でございます。

初めに、路線番号1307につきましては、廃止する路線番号1307と路線番号1313の一部を整
理統合し、新たに市道認定するものでございます。

次に、路線番号1349につきましては、県道尾島常用線の整備により、県道八女瀬高線が市
へ移管されることに伴い市道認定するものでございます。

次に、路線番号1350につきましては、現在道路として利用しておりますが、市道として認
定をしておりませんので、今回市道認定するものでございます。

次に、路線番号3011につきましては、矢部川堤防管理道路であります。地域からの要望
もあり、廃止する路線番号3011、路線番号3182及び路線番号3185を整理統合し、新たに市道
認定するものでございます。

次に、路線番号4296につきましては、廃止する路線番号4296の起終点を整理し、改めて市道認定するものでございます。

次に、路線番号5838、路線番号5839及び路線番号5840につきましては、ふるさと農道整備事業により整備された農道であります。今回市道認定するものでございます。

次に、路線番号6653につきましては、都市計画法の規定による開発行為に伴い、新たに市道認定するものでございます。

なお、別添資料の16ページから23ページに、今回認定する路線の位置図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第63号

○議長（壇 康夫君）

日程第23. 議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ648,893千円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,853,587千円といたしております。

まず、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

10款．地方交付税61,728千円は、補正予算の一般財源の額を調整し、計上いたしております。

次に、12款1項1目．民生費負担金4,240千円は、保育所入所に係る保護者負担金を追加いたしております。

続いて、14款1項1目．民生費国庫負担金61,853千円は、歳出予算と連動して社会福祉費負担金と児童福祉費負担金を追加いたしております。

また、10ページでございます。

14款2項3目．土木費国庫補助金3,060千円は、社会資本整備総合交付金を追加いたしておりますが、踏切の改良事業によるものでございます。

次に、14款2項6目．災害復旧費国庫補助金16,237千円は、九州北部豪雨による被災農業者に対する支援を行うものでございます。

続いて、15款．県支出金でございますが、15款1項1目．民生費県負担金21,789千円は、1節．社会福祉費と2節．児童福祉費に係る県負担金を追加いたしております。

また、4節．災害救助費は、九州北部豪雨の災害対策本部に係る経費の減額によるものでございます。

次に、15款2項5目．農林水産業費県補助金175千円は、竹粉碎機の導入に対する追加交付によるものでございます。

また、15款2項7目．土木費県補助金12,000千円は、急傾斜地の崩壊対策事業を追加いたしております。

また、9目．災害復旧費県補助金11,464千円は、園芸施設等の災害復旧を支援するものでございます。

次に、16款1項1目．財産貸付収入2,310千円は、太陽光発電事業用地の貸付料を3カ月分計上いたしております。

また、16款2項1目．不動産売却収入、マイナスの136,017千円は、高田支所用地の売り払いについて契約の具体的内容を決定したことから、面積を調整し、建物等補償金に係るものを諸収入に組み替えて計上いたしております。

また、19款．繰越金49,995千円は、前年度繰越金の決算額に応じて追加いたしております。

続いて、20款．諸収入は、高田支所建物等補償金112,168千円を計上いたしております。

また、福岡県市町村災害共済基金組合解散金425,993千円を追加いたしております。移住・交流による地域活性化支援事業助成金1,500千円は、財団法人地域活性化センターからイベント実行委員会補助金に対して助成金を受け入れるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算全体を通しまして、人件費の補正を計上いたしております。

人件費の補正は、職員の人事異動や育児休業分、退職勧奨職員による退職手当組合の特別負担金などを反映させ、積算いたしております。これらの結果、一般職の人件費は合計で61,957千円の減額となるものでございます。詳細は予算書51ページからの補正予算給与費明細書に記載いたしております。

次に、人件費以外のものにつきまして、費目ごとに概要を御説明いたします。

まず、19ページでございます。

2款1項10目．基金費426,000千円は、災害に対する費用に充てるため積み立てていました福岡県市町村災害共済基金組合の解散金を活用し、新設をいたします災害対策基金に積み立てるものでございます。

次に、2款1項14目．諸費500千円は、防犯対策費として防犯灯設置補助金を追加いたしております。LED化など、行政区の要望に応えるものでございます。

続きまして、22ページ、3款．民生費は、前年度精算による国県補助金の返還金や給付費の増による扶助費の追加などを計上いたしております。

このうち23ページ、3款1項4目．障害者福祉費92,426千円は、障害福祉サービス費や介護療養費など、身体障害児の介護療養分が県から移管されたことなど、利用者の増加による不足見込み額を追加いたしております。

次に、25ページでございます。

3款2項2目．児童措置費のうち、保育所等運営費52,338千円は、入所児童数の増加により保育所運営委託料を追加いたしております。

また、26ページ、3款2項3目．乳幼児医療対策費7,957千円は、今年度から対象者を小学校就学前から小学校3年生まで拡充いたしました医療費助成につきまして、不足見込み額を計上いたしております。

続いて、29ページでございます。

4款．衛生費、1項4目．環境衛生費1,800千円は、有明広域葬斎施設組合負担金を追加いたしております。柳川市と組織する有明広域葬斎施設組合の有峰苑と本市が運営します瀬高葬斎場の老朽化が進展していることから、2つの施設を統合した施設の建設について、柳川市と共同で調査検討するための経費でございます。

続いて、33ページでございます。

6款．農林水産業費、1項3目．農業振興費の中山間地域直接支払事業費300千円は、対象農地の減少により、国県補助金の返還が生じたものでございます。

また、35ページ、6款2項1目．林業振興費の特用林産基盤整備事業費補助金175千円は、県補助金の追加交付に伴うものでございます。

次に、7款．商工費は、7款1項2目の中小企業対策費として融資保証料補助金200千円を計上いたしております。企業の繰上償還により予算が不足する見込みとなったものでございます。

続いて、8款．土木費について御説明いたします。

8款1項1目．土木総務費の県営土木施設整備事業費10,350千円は、県営事業負担金を追加いたしております。大根川改修事業による橋梁改修事業と国道443号山川バイパスの舗装工事によるものでございます。

次に、38ページ、8款2項3目．道路新設改良費は12,900千円を追加いたしております。このうち、道路新設改良事業費7,800千円は、舞鶴地区の440号バイパスへ接続する市道の改良を行うものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業費5,100千円は、江ノ浦町の道路改良に伴う中島踏切の改良事業費を追加いたしております。西日本鉄道株式会社に対する負担金でございます。

また、8款3項2目．砂防費24,900千円は、九州北部豪雨により一部斜面が崩壊したり、亀裂の入った山間地3カ所について、土砂災害のおそれがあるため調査測量を行うものでございます。

次に、42ページ、9款．消防費、1項3目．消防施設費2,940千円でございますが、水道管の新設工事等に伴い、消火栓を移設設置するため負担金を追加いたしております。

続きまして、10款．教育費でございますが、47ページ、10款4項2目．公民館費987千円は、類似公民館建設費補助金を追加いたしております。禅院公民館と三開公民館の改修工事

に係るものでございます。

次に、50ページ、11款、災害復旧費について御説明いたします。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費29,930千円は、九州北部豪雨で被災した農業者の再建について支援するものでございます。

被災農業者経営支援事業補助金18,465千円は、国の制度を活用し、農業用機械や施設の再建について支援するものでございます。

また、園芸施設災害復旧支援事業補助金10,728千円は、県の制度により農業用施設の再建を支援するもの、さらに被災果樹・茶等改植支援事業補助金737千円は、果樹園、茶畑について改植が必要な農業者に対して助成するものでございます。

以上、議案第63号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第6号）の概要を御説明しましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第24 議案第64号

○議長（壇 康夫君）

日程第24、議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第64号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,806,041千円といたしております。

6ページの歳入予算は、一般会計繰入金3,551千円を追加し、7ページの歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費について、職員7名分の人事異動等による額3,551千円を調整し、計上いたしております。

以上、御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第25 議案第65号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第25、議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第65号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ621千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ594,479千円といたしております。

6ページの歳入予算は、一般会計繰入金621千円を追加し、また、7ページ歳出予算は職員2名分の人件費621千円の補正を計上いたしております。人事異動による額を調整するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第26 議案第66号

○議長（壇 康夫君）

日程第26. 議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第66号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算に30,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,378,367千円といたしております。

6ページ、歳入予算につきましては、歳出予算と連動し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を追加し、また、一般会計繰入金と繰越金により調整いたしております。

12ページ、歳出予算につきましては、まず人件費の補正は、1款1項1目. 一般管理費及び4款2項1目. 包括的支援事業費の職員18名分を計上いたしております。人事異動や育児休業などを調整するものでございます。

また、1款1項1目. 一般管理費は、電算システムの改修委託料3,045千円を追加いたしております。国の認定事務システムが変更されたことに伴い、本市のシステムの改修が必要となったものでございます。

次に、2款. 保険給付費につきましては、今年度の上半期の実績により予算の不足が見込まれます施設介護サービス給付費16,000千円、14ページの高額介護サービス費13,000千円、15ページの特定入所者介護サービス費11,000千円を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第27 議案第67号

○議長（壇 康夫君）

日程第27. 議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第67号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ332千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ422,501千円といたしております。

6ページ、歳入予算は、5款1項1目. 一般会計繰入金により調整し、また、7ページの歳出予算は2款1項1目. 下水道建設事業費の職員4名分の人件費について人事異動による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第28 議案第68号

○議長（壇 康夫君）

日程第28. 議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第68号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ8,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ400,502千円といたしております。

6ページの歳入予算は、6款1項1目. 一般会計繰入金を追加し、7ページの歳出予算は

人事異動による額など、職員6名分の人件費を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここでお諮りします。陳情付託の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、陳情付託の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 陳情付託の報告について

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1. 陳情付託の報告についてを議題とします。

陳情第17号 県指定無形民俗文化財寶満神社奉納能楽（新開能）能舞台建設に関する陳情書は、総務文教常任委員会に付託します。

陳情第21号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための陳情書は、総務文教常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、本会議は12月5日となっておりますので、御承知おき願います。

午前11時54分 散会